

大環事第889号

平成18年8月31日

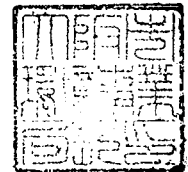
大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全の確保について（通知）

日本環境安全事業株式会社

代表取締役 宮坂 真也 様

大阪市環境事業局長

大戸 新治



大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る特別管理産業廃棄物処理業の許可に際して、別紙のとおり大阪事業の実施にあたっての遵守事項を定めたので、通知します。

なお、貴社におかれましては、これらの事項に十分留意の上、安全性と環境保全の確保に万全を期されたい。

1 日本環境安全事業株式会社の責務について

- (1) 日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）は、大阪市此花区北港白津2丁目地内の事業所（以下「大阪事業所」という。）で行う大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（以下「大阪事業」という。）の実施にあたって、関係法令を遵守するとともに、大阪市が環境省に提示した受入条件（平成15年2月3日付け大環事第1525号）に基づき、安全かつ適正に行うこと。
- (2) JESCOは、大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成17年3月）に則して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の確実かつ適正な処理に努めるとともに、大阪市が行うPCB廃棄物の処理に関する施策及び調査に対して積極的に協力すること。
- (3) JESCOは、大阪事業に関して、リスクマネジメントの考え方を基本に安全対策の構築と環境負荷の低減化を積極的に図るなど総合的な安全対策、環境保全対策の推進に努めること。

2 PCB廃棄物の受入れについて

- (1) JESCOは、PCB廃棄物の受入れにあたっては、大阪市と協議のうえ、受入計画を定めるとともに、JESCOが定める大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準（平成17年11月15日付け環事企第1号）に基づいて適切に行うこと。
- (2) JESCOは、PCB廃棄物の保管事業者及びPCB廃棄物を収集運搬する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者等」という。）に対して、受入計画及び受入基準の周知及び啓発指導に努めること。
- (3) JESCOは、受入計画及び受入基準を満たさない収集運搬業者等によるPCB廃棄物の搬入については、受入れを拒否すること。

3 PCB廃棄物処理施設の運転管理について

JESCOは、PCB廃棄物の安全かつ適正な処理を行うため、PCB廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の稼動にあたって、運転操作手順書、維持管理手順書及び万一の場合を想定した緊急時対応マニュアル（以下「マニュアル等」という。）を整備し、これらのマニュアル等に基づいて適切な運転管理を行うこと。

4 環境保全対策について

- (1) J E S C Oは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第15条第1項の規定に基づき提出した「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」に記載した処理施設の維持管理に関する計画の内容を確実に履行し、さらに排気中のP C B濃度等について、別表1に示す自主管理目標値の達成に努めること。
- (2) J E S C Oは、大阪事業全般の環境保全を推進するため、実施可能な範囲で自主的及び主体的に環境保全に係る目標等を設定し、環境負荷の低減化その他の環境保全に係る活動を行うこと。

5 化学物質対策について

J E S C Oは、大阪事業の実施にあたっては、取扱う化学物質による周辺環境への負荷をできる限り削減するために、使用の合理化及び排出量の削減に努めること。

6 廃棄物対策について

- (1) J E S C Oは、大阪事業に伴い発生する廃棄物について、排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他その適正な処理を自らの責任において行うこと。
- (2) J E S C Oは、大阪事業所及びその周辺の清潔保持を図るとともに、相互に協力して地域の生活環境の清潔を保持するよう努めること。

7 地球環境保全の取組みについて

- (1) J E S C Oは、地球温暖化の防止に資するため、省エネルギーの推進等に努めること。
- (2) J E S C Oは、循環型社会の構築に資するため、グリーン調達等の促進に努めること。
- (3) J E S C Oは、大阪事業所内の緑化に努めること。
- (4) J E S C Oは、環境保全及び環境改善の取組みを総合的に推進するため、環境マネジメントシステム規格ISO14001の認証の取得に努めること。

8 モニタリングの実施及び結果等の報告について

- (1) J E S C Oは、4（1）の維持管理に関する計画の履行状況を把握するため、別表2に示す排出源モニタリング計画及び別表3に示す環境モニタリング計画に従いモニタリングを行うこと。
- (2) J E S C Oは、排出源モニタリングの結果から、別表1の自主管理目標の達成状況、処理施設の運転状況及び周辺環境に及ぼす影響について自ら評価を行い、

定期的に排出源及び環境モニタリング結果と併せて大阪市に報告すること。

(3) J E S C Oは、排出源モニタリングの結果に基づき、処理施設の運転管理等について適切な措置を講じ、環境負荷の低減化に努めること。

(4) J E S C Oは、排出源モニタリング結果が、別表4に示す維持管理値を超過したときは、直ちに大阪市に報告すること。

9 緊急時の措置等について

(1) J E S C Oは、処理施設において天災その他の不慮の事故が発生した場合は、J E S C Oが定める緊急時対応マニュアルに従って直ちに応急の措置を講ずること。

ただし、法令に定める有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれがある場合は、直ちに処理施設の全部又は一部の運転を停止した後に、有害物質による生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。

(2) J E S C Oは、上記(1)について、事故等の状況、原因究明及び講じた措置の内容を大阪市に報告すること。

(3) J E S C Oは、上記(1)以外に処理施設の運転管理等について、環境保全上支障のおそれがあるとして大阪市から処理施設の全部又は一部の運転を停止、その他の指示を受けたときは、直ちにその指示内容を履行することともに、指示内容の結果について大阪市に報告すること。

(4) J E S C Oは、処理施設の運転を再開するときは、あらかじめ大阪市の承認を得ること。

(5) J E S C Oは、処理施設の運転再開の経緯について、大阪市が設置する大阪PCB廃棄物処理事業監視委員会（以下「事業監視委員会」という。）に報告すること。

10 作業従事者等の教育について

J E S C Oは、マニュアル等を大阪事業所の関係場所に備え付けるとともに、大阪事業所職員及び作業従事者に対して定期的に教育訓練を実施すること。

11 情報公開の推進について

(1) J E S C Oは、大阪事業所内に設置する情報公開ルームにおいて、PCB廃棄物等の処理実績、J E S C Oが実施したモニタリングの結果その他大阪事業に関する情報を常時閲覧できるようにするほか、大阪事業を含むJ E S C OのPCB廃棄物処理事業に係る基本的情報について、インターネットの活用等に

より広く情報公開を進めるものとし、環境教育に資する情報の提供にも努めること。

- (2) J E S C Oは、処理施設を積極的に公開し、大阪事業に対する市民の理解の促進に努めること。

12 市民等への対応について

J E S C Oは、大阪事業の実施に伴い、環境保全に関して市民等から苦情があった場合は、当該苦情がJ E S C Oの責めに帰する場合は、J E S C Oの責任において誠実に対応すること。

13 報告及び立入検査について

J E S C Oは、大阪事業の環境保全及びP C B廃棄物の処理等について、大阪市が行う報告の徴収又は大阪事業所への立入検査に積極的に協力すること。

14 事業監視委員会への協力等について

- (1) J E S C Oは、事業監視委員会から、当該委員会の監視事項に関する報告の求め又はJ E S C Oの大阪事業所への立入りの要請があった場合は、J E S C Oはこれに積極的に協力すること。

- (2) J E S C Oは、大阪市から事業監視委員会の意見書の提出を受けた場合は、当該意見書に記載された事項を適切に対応し、その結果を速やかに大阪市に報告すること。

15 事業終了時の措置について

- (1) J E S C Oは、大阪事業を終了するときは、あらかじめ処理施設及びその土地等が、環境汚染が生じていないことを確認するとともに、大阪市と協議のうえ、処理施設の解体撤去等についての計画を定め、これを実施すること。

- (2) J E S C Oは、上記(1)の汚染の確認の結果及び解体撤去等の計画について、大阪市及び事業監視委員会に報告すること。

16 受入基準等の承認について

J E S C Oは、P C B廃棄物の受入に係る受入計画及び受入基準、処理施設に係る緊急マニュアル並びにモニタリング計画を変更するときは、あらかじめ大阪市の承認を得ること。

別表1 自主管理目標値

	測定場所	項 目	自主管理目標値
排気	ボイラー	窒素酸化物	60ppm以下 (排ガス中の酸素濃度0%換算値)
		ばいじん	Trace (痕跡程度)
	排気口	PCB	0.01mg/m ³ N以下
		ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下
		塩化水素	0.61ppm以下
		ベンゼン	0.35mg/m ³ N以下
排水	敷地境界出口付近 (汚水及び雨水)	PCB	0.0005mg/L未満
		ダイオキシン類	5pg-TEQ/L以下
悪臭	排気口	許容臭気排出強度	25×10 ⁶ Nm ³ /min以下
		アセトアルデヒド	0.1ppm以下
		トルエン	0.1ppm以下

別表2 排出源モニタリング計画

	測定場所	項 目	測定頻度
排気	ボイラー	窒素酸化物	年2回
		ばいじん	年1回
	排気口	PCB	年2回
		ダイオキシン類	年2回
		塩化水素	年2回
		ベンゼン	年2回
排水	敷地境界出口付近 (汚水及び雨水)	PCB	年1回
		ダイオキシン類	年1回
騒音	敷地境界	騒音レベル	年1回
振動	敷地境界	振動レベル	年1回
悪臭	排気口	臭気排出強度	年1回
		アセトアルデヒド	年1回
		トルエン	年1回
	敷地境界	臭気指数	年1回
		アセトアルデヒド	年1回
		トルエン	年1回

別表3 環境モニタリング計画

	測定場所	項 目	測定頻度
大気環境	事業場西区内(1ヶ所)	P C B	年4回
	事業場周辺(1ヶ所)	ダイオキシン類	年4回

別表4 維持管理値

	測定場所	項 目	維持管理値
排気	ボイラー	窒素酸化物	150ppm以下 (排ガス中の酸素濃度5%換算値)
		ばいじん	0.05g/m ³ N以下 (排ガス中の酸素濃度5%換算値)
	排気口	P C B	0.1mg/m ³ N以下
排水	敷地境界出口付近 (汚水及び雨水)	P C B	0.003mg/L以下
		ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下
騒音	敷地境界	騒音レベル	朝・夕 60dB以下
			昼間 65dB以下
			夜間 55dB以下
振動	敷地境界	振動レベル	昼間 65dB以下
			夜間 60dB以下
悪臭	排気口	許容臭気排出強度	25×10 ⁶ Nm ³ /min以下
	敷地境界	臭気指数	10以下
		アセトアルデヒド	0.05ppm以下
		トルエン	10ppm以下